

# 議会

3月5日に招集された第1回定例町議会は3月13日、全日程を終えて閉会しました。今定例会では、小竹町長、辻本教育長の行政報告のほか、平成21年度当初予算案等が審議されました。その主な内容についてお知らせいたします。

この住民発議については、昨年の第4回定例議会において「新冠町・新ひだか町合併協議会設置審査特別委員会」の審査結果が、否決すべきものと決定した旨の報告があり、本会議においても全会一致で否決されたところであります。

一方、新ひだか町議会では、新冠町議会で否決した後に開催され、賛成多数により本議案が可決となりました。このことにより20日以内に新冠町住民による合併協議会設置請求が、再度可能となりました。

その後、本年1月7日新冠町選挙管理委員会に対し、先の合併協議会設置請求代表者2名が「合併協議会設置に係る住民投票」を行う目的で、投票実施請求代表者証明書交付申請を行い、同日付けで交付・告示され、1ヶ月以内に有権者数の6分の1以上（808人以上）の署名の収集を目指し活動が開始されました。その後、10人の合併協議会設置投票の請求に係る署

平成20年度一般会計は、既定の歳入歳出予算額から25,224千円を追加し、総額を58億6,312万1千円としました。

## 町長行政報告

### 新冠町・新ひだか町合併協議会設置に係る住民発議の経過並びに結果について

この住民発議については、昨年の第4回定例議会において「新冠町・新ひだか町合併協議会設置審査特別委員会」の審査結果が、否決すべきものと決定した旨の報告があり、本会議においても全会一致で否決されたところであります。

一方、新ひだか町議会では、新冠町議会で否決した後に開催され、賛成多数により本議案が可決となりました。このことにより20日以内に新冠町住民による合併協議会設置請求が、再度可能となりました。

その後、本年1月7日新冠町選挙管理委員会に対し、先の合併協議会設置請求代表者2名が「合併協議会設置に係る住民投票」を行う目的で、投票実施請求代表者証明書交付申請を行い、同日付けで交付・告示され、1ヶ月以内に有権者数の6分の1以上（808人以上）の署名の収集を目指し活動が開始されました。その後、10人の合併協議会設置投票の請求に係る署

## 補正予算

### 平成20年度一般会計

平成20年度新冠町一般会計は、既定の歳入歳出予算額から25,224千円を追加し、総額を58億6,312万1千円としました。

名収集委任届があり、積極的な収集活動が行われおりましたが、期間終盤において、突然「住民投票の署名活動停止」・「合併投票へ署名断念」と言つた見出しの新聞報道があり、その内容を見ると投票実施請求代表者が、「期限までに必要署名数が集まらない見通しとなり、署名活動を停止し、住民請求を断念する」旨の会見を1月29日に行つたとのことであり、411人の方の署名があつたことも記載されておりました。

以上のことから、昨年からの合併特例法に基づく法定協議会設置に係る住民発議等の一連の手続きにつきましては、法的に全て終了となつております。

### 小学校跡施設の再利用の状況と今後の取り組み方針について

最初に、旧東川小学校ですが、札幌市立株式会社TMSが校舎部分を改修し有料老人ホーム「おうるの郷」として再利用し、既に一部営業を開始しているところであります。当初体育館部分を改修し、居室化を図る予定であります。地域と一体となつた運営と入所者の健康増進、体力維持のための地域開放や運動プログラムを取り入れることから、この計画を変更し別棟として居室の新築工事が行われており、全施設が完成すると48床の規模で運営されることになります。

さらに、この施設では一部軽度の介護を必要とする方も入所することから、小規模デイサービスセンターや訪問介護ステーションも旧教員住宅を活用して行われる計画で、これらの事業を含め全体で、食材をはじめとした運営に必要な様々な物品

の調達や運営スタッフの雇用も町内を中心で計画していると伺つております。地域活性化にも繋がるものと期待しているところであります。

次に、旧明和小学校ですが、有限会社ビッグレッドファームが、校舎一階部分を中心で改修が行われ、競走馬オーナークラブ会員の交流施設として今春オープンを目指し現在準備を進めております。

改修された施設は、レストランやインフォメーション、サロン・ホールといった機能と牧場従業員のための福利厚生施設機能を併せ持つております。

今後、町内牧場観光の中核を担う運営を目指し、さらに内容を充実させたいとのことから、将来は、町内の観光振興等に繋がるものと考えているところであります。

なお、この2事業に対しましては、学校跡施設の早期売却と再利用事業開始を促し、地域の活性化を図るために創設した「新冠町学校跡施設再利用促進に関する規則」に基づく「学校施設再利用事業支援交付金」と「地域活性化事業交付金」を交付し、事業者の支援を行い、事業の基盤作りとなる発展を期待しているところであります。

続きまして、今後の取り組み方針についてであります。4月からはさらに、国内最大級のシステム利用と数多くの自治体が出品し、高い売却率と実績、そして、売却が無い場合でも、その後の相談交渉等により売買に結びついている、ヤフー株式会社が主宰します「インターネット公有財産売却システム」を利用し、これまで以上に

多くの方に情報を提供し、1校でも多く売却につなげたいと考えているところです。

このシステムの特徴は、1点目として、約5、200万人という登録利用者を擁し、全国の行政機関が同一日程で不動産をはじめとする資産の売却を執行することから集客効果が見込まれます。

2点目として地方自治法、同施行令に基づくもので、一般競争入札と同様に参加者の事前資格審査が可能で、入札保証金を徴したうえで、インターネット上の画面で行うことから、全国どこにいても入札ができ、多くの入札参加が見込まれるものであります。

3点目は、このシステムは国際安全規格を取得し、通信の暗号化を図るなど銀行のネットワークシステムと同等の安全性が確保されております。

次に、第1回目のインターネット公有財産売却システム利用後は、旧教員住宅と住宅敷地を分離しての売却や購買希望者が要望される場合は細分化しての売却もできるようにして、取得しやすい方法に変更しましたうえで売却していきます。

## 緊急雇用対策について

百年に一度と言われる経済危機に見舞われ、企業の経済活動が縮小され、派遣労働者の解雇や雇止め、企業倒産による失業者の増加等、雇用の状況は大変厳しい状況にあります。

この様な中、雇用機会の創出を図るために、地域の求職者を雇い入れて行う「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」が平成20年度の第二次補正予算に

より創設されましたので事業の概要について説明を致します。

これらの事業の実施にあたっては、国は本年度中に都道府県に「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を配分し、都道府県も本年度中に交付金を基金に積立て、これを原資に平成21年度から23年度迄の3年間、雇用対策事業を実施するという計画になつております。

雇用対策事業の内容ですが、「ふるさと雇用再生特別対策事業」は、地域内で二一ツがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、雇用の継続が見込まれる事業について、地域求職者を雇い入れ安定的な雇用機会を創出しようとするもので、民間企業、NPO法人、その他法人又は法人以外の団体に委託して実施する事業が対象となります。

「緊急雇用特別対策事業」は激急な経済情勢の変動により離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等に対しても緊急的・一時的な就業の機会を提供するもので、町の直営事業、民間等への委託事業を問わず事業対象となるものです。

雇用対策事業に対する新冠町の対応ですが、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」は、安定的・継続的な雇用の場を創出することを目的にしており、平成23年度の事業期間終了後も、継続して雇用の場が残つていることが条件となることから、この事業の実施のハードルは相当高いものと判断し、事業の実施は見送りたいと考えております。

しかし、「緊急雇用特別対策事業」につい

ては季節労働の方をはじめ、中高年労働者で失業中の方も多いと考えられることから積極的に取組みたいと考えております。この緊急雇用対策事業については、北海道に配分される見込額50億円のうち、新冠町に配分される事業費は3年間で595万円と推計されていますことから、本町では、「新冠町有林のつる切・枝打ち事業」と町内に不法投棄されたごみの処分を行なは、「新冠町クリーンアップ作戦事業」を実施するべく計画書の提出を行つたところです。

担い手育成支援対策について

当町の基幹作業であります第一次産業、とりわけ、農業においては、携わる方々の高齢化が進み、後継者のいない農家の方々にとって、近い将来、離農される方の増加が予想されるところであります。農地を守り農業の継続を図っていくことは、本町農業における最重点課題と認識しているところであります。

これを受け、担い手の育成確保をはじめ、担い手への農地の利用集積、さらには新規就農者の確保に向け、町・農業委員会・農協農業の確保に向けて、町・農業委員会・農協・農業共済組合・普及センターにより組織している「新冠町地域担い手育成総合支援協議会」において、農協を就農支援に係るワシントップ窓口として位置付け、各方面からの相談業務に迅速に対応する体制を整えてきました。また、農業協同組合長との農業振興に関する懇談会、いわゆる農業サミットにおいて種種検討を行なは、「新冠クリーンアップ作戦事業」を実施するべく計画書の提出を行つたところです。

これら対策は、新規就農を希望される方々を支援する北海道農業担い手育成センター及び北海道農業開発公社等の既存の支援策を補完する対策として、新冠町単独で実施する補助事業であります。これに併せ、新冠町農協においては、新規就農を支援する長期、低利な資金を融通する新たな資金対策を打ち出しており、町・農協が連携した中で、新規就農者の確保に向けた本格的な対策を平成20年度からスタートさせたところであります。

これら支援対策の実施にあたりましては、「新冠町地域担い手育成総合支援協議会」が、就農計画の作成や、新規就農者としての可否判断等の総合的な支援窓口となるほか、就農支援を円滑に推進するため、生産者組織の代表者からなる「新冠町農業振興対策推進協議会」が推進母体となるため、これら協議会に対し、支援対策を説明のうえ、ご理解を頂き、新規就農者の受け入れから、研修時のサポート、さらには営農指導まで、各協議会及び構成団体が、それぞの役割を十分認識したうえで、支援体制を強固なものにしていくことを確認しているところであります。